

奈良県告示第二百二十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可申請があったので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあった特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県水循環・森林・景観環境部水資源政策課（奈良市登大路町三〇番地）及び橿原市環境衛生課（橿原市八木町一の一の一八）において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地

東洋精密工業株式会社 代表取締役会長 石井 昌

橿原市新堂町三七六番地の一

二 工場又は事業場の名称及び所在地

東洋精密工業株式会社

橿原市新堂町三七六番地の一

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設十一基及び同表第六十六号に掲げる電気めつき施設三基

四 変更しようとする事項の内容

1 排水処理施設の一部を廃止する。

2 特定施設の使用の方法を別表のとおり変更する。

別表

施設名	項目	変更前	変更後
酸またはアルカリによる表面処理施設	基数	十三基	十一基

電気めつき施設
基数
四基
三基